

品川区の特別支援教育

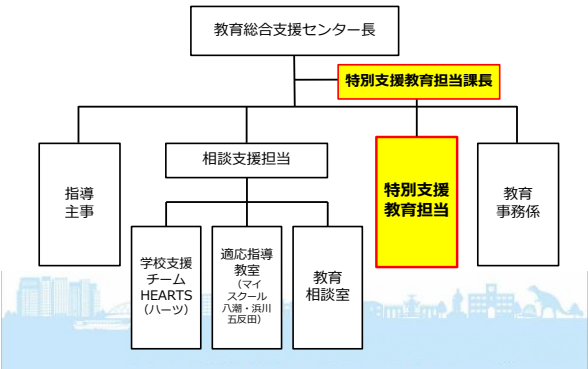
品川区教育委員会事務局
教育総合支援センター 特別支援教育担当

本日の内容

- 1. 特別支援教育担当について
- 2. 支援員について
- 3. 特別支援教育に関わる多様な学びの場について
- 4. 体罰の防止と求められる人権感覚について
- 5. 学校での相談先について

1. 特別支援教育担当について

教育総合支援センターの組織



特別支援教育担当の事業

- 就学相談
- 転学相談
- 特別支援学級 (固定級) の設置
- 難聴・言語障害通級指導学級の設置・利用相談
- 特別支援教室の設置・利用相談
- **介助員・学習支援員の配置**
- 専門家による訪問相談の実施
- 知能検査 (WISC-IV) の実施
- 巡回相談員の配置
- 各事業に関する連絡会や研修会の運営

2. 支援員の業務について

通常学級 学習支援員

- 通常の学級に在籍する児童生徒の支援を行う。
- 読む・書く・聞く・話す・計算する・推論することの一部に困難がある児童・生徒、コミュニケーションや感情のコントロールが苦手な児童生徒に対して配置。学習や集団活動に参加できるように支援する。
- 配置時間数は児童生徒の実態に応じ異なる。

7

学習支援員の支援例



- 読むことが苦手な児童・生徒に
黒板に書かれた内容を伝える。



- 道具の使い方がぎこちない児童・生徒に対して**手本を見せたり、手をとって教えたりする。**

- 授業中に注意が逸れてしまう児童・生徒に対して、**活動に参加できるように声掛けを行う。**

8

通常学級 学校生活支援員

- 通常の学級に在籍する児童・生徒の支援を行う。
- 日常の生活動作に困難がある児童・生徒、移動や集団で安全確保が必要な児童・生徒に対して配置。

- 配置日数は児童・生徒の実態に応じ異なる。

9

学校生活支援員の支援例



- 自力での階段の上り下りが難しい児童・生徒に対して**必要な介助を行う。**



- 一人でスムーズに更衣することが難しい児童・生徒に対して**必要な介助を行う。**

- 授業中立ち歩いたり、教室を飛び出したり、危険を伴うことが予想される児童・生徒に対して**安全の確保を図る。**

10

特別支援学級支援員

- 特別支援学級に在籍する児童・生徒の支援を行う。
- 知的障害の学級と自閉症・情緒障害の学級に配置される。

11

特別支援学級支援員の支援例



- 授業中立ち歩いたり、教室を飛び出したり、危険を伴うことが予想される児童・生徒に対して**安全の確保を図る。**



- 一人でトイレに行くことが難しい児童・生徒に対して**必要な介助を行う。**

- 気持ちのコントロールが難しい児童・生徒に対して**落ち着かせる支援を行う。**

12

留意事項

- ・ 支援員は、教員免許状を持っていても、別教室などで個別指導を行うことはできない。
- ・ 児童・生徒への支援については、学校が作成する個別指導計画に基づいて行う。

13

個別指導計画

指導を行うためのきめ細かい計画

子どもの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画

⇒子どもの実態を知る時に役立つ資料

14

個別指導計画の例

品川区立 年 組 番

【第1表】本人のプロフィール

記入年月日	令和 年 月 日
記入者氏名	

在籍学校名	
学 部・組	年 組
児童・生徒氏名	性別

I 保護者の希望・本人の願い

保護者の希望	
本人の願い	

II 希望させたいこと・改善したいこと

①	
②	
③	
④	
⑤	

III 指導計画作成、習得・改善に向けて参考となる事例

得意なこと・好きなこと	
苦手なこと・嫌いなこと	
指導計画作成に当たってこれまでの成長の中で参考となるエピソード	

これまでの学校生活の中で支援を行う上で課題になったエピソードが書かれている

15

品川区立 年 組 番

【第2表】個別指導計画Ⅰ（関係者共通理解用）

I 長期（今年度の）目標

1年間の目標が書かれている			
---------------	--	--	--

II 学期ごとの目標・手だてとその評価（第1表 II 習得させたいこと・改善したいことに対応させて）

1学期		達成度	目標の妥当性・手だての効果・次学期への引き継ぎ事項
目標 (何を、どの程度)	手だて (だれが、何を、使って、どのように)		
各学期ごとの目標が書かれている。			目標を達成するための手立て。支援方法が書かれている。

16

支援に入る前に

どのような配慮や支援があると授業に参加できる児童・生徒なのか確認をお願いします。

例えば・・・

- ・ 個別指導計画を事前に確認する
 - ・ 学校の先生から児童・生徒の様子を聞く
- 支援のポイントをしぼることができます

17

品川区立 年 組 番

【第3表】個別指導計画Ⅱ（教科担任・専科による指導の目標・手立てと評価）

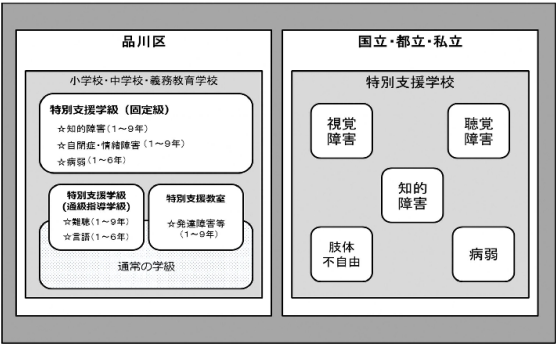
(第1表 II 習得させたいこと・改善したいこと、第2表 II に対応させて)

教科	つまずきが予想される学習内容	つまずきが予想される題の配慮や手立て	担当	設定した目標の到達度と次学期への引き継ぎ事項
国語科				
社会科	各教科で、どの部分につまずきそうか書かれている。	配慮や支援の方法が書かれている。		
数学科				
理科				
生活科				

18

3. 特別支援教育に関わる
多様な学びの場について

特別支援教育に関する
多様な学びの場



19

20

特別支援学級

特別支援学級

- 1 学級 8 名の少人数指導の中で、個々の障害や特性に配慮した指導を行う学級。
- 特別支援学級（知的障害）：1～9 年
- 特別支援学級（自閉症・情緒障害）：1～9 年
- 特別支援学級（病弱）：1～6 年

知的障害 (1～6 年)	知的障害 (7～9 年)	自閉症・情緒障害 (1～9 年)
浅間台小学校	日野学園	浜川中学校(7～9年)
第一日野小学校	伊藤学園	大崎中学校(7～9年)
浜川小学校	八潮学園	宮前小学校(1～6年)
中延小学校	荏原平塚学園	
上神明小学校	品川学園	
日野学園	豊葉の杜学園	
伊藤学園	荏原第五中学校	
八潮学園		
荏原平塚学園		
品川学園		
豊葉の杜学園		

21

22

特別支援学級（知的障害）

特別支援学級（自閉症・情緒障害）

- 記憶・推理・判断などの知的機能の発達に遅れがみられ、社会生活への適応が難しい児童・生徒が対象の学級。
- 小集団で、個に応じた生活に役立つ内容を指導。

- 1 学級 8 名の少人数指導の中で、個々の障害や特性に配慮した指導を行う学級

1～4 年生：体力づくりや基本的な生活習慣の確立、日常に必要な言語や数量などの指導。

- 全般的な知的発達の遅れはなく、下記の状態に当てはまる者
- 自閉症またはそれに類するもので、他人との意思疎通および対人関係の形成が困難
- 主として心理的な要因による選択制かん黙等があり、社会生活への適応が困難

5～9 年生：社会生活や職業生活に必要な知識や技能などの指導。

23

24



通級指導学級

話し方や聞き取りに不安があるお子さんなどを対象に、障害に応じた課題を改善・克服するための指導を週に1回程度、下記の学校に通級して指導を受ける学級

- 難聴通級指導学級
台場小学校 1～6年
豊葉の杜学園 1～9年
(R 6 豊葉の杜学園開級、R 7 末台場小閉級)
- 言語障害通級指導学級
台場小学校 1～6年
戸越小学校 1～6年

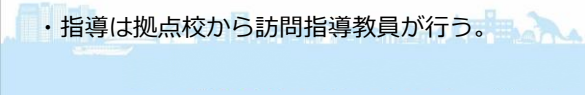


25



特別支援教室

- すべての区立学校にある教室。
- 通常の学級に在籍している、通常の学級の学習に概ね参加できる児童・生徒が対象。
- 知的発達に遅れを伴わない、発達障害等(自閉症、注意欠如・多動性障害、学習障害、情緒障害)の特性があり、学習や生活上の困難が生じている児童・生徒が対象。
- 指導は拠点校から訪問指導教員が行う。



26



特別支援教室



27



特別支援教室(小学校・前期課程)



28



特別支援教室(中学校・後期課程)



29



4. 体罰の防止と
求められる人権感覚について

30

（1）体罰禁止の法令

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

行為の分類		内容
名称	特徴	
体罰	傷害行為(肉体的苦痛)	懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為
	危険な暴力行為(肉体的苦痛)	【直接的】強くたたく、殴る、蹴る、投げる等
	暴力行為(肉体的苦痛)	【間接的】長時間にわたる正座・起立等
不適切な指導	肉体的負担	教員が、児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使
暴言等	精神的苦痛・負担	教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動
行き過ぎた指導	精神的・肉体的負担	運動部活動やスポーツ指導において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導

体罰関連行為のガイドラインより

31

（2）求められる人権感覚

人権感覚 教員員のチェックポイント

研修等の機会に、以下のポイントで人権感覚をチェックしてみましょう。

また、下の欄には、学校や学級の状況に応じ、「幼児・児童・生徒の人権を大切にしているか」という観点から、配慮して取り組んでいることや課題を感じていることを記述し、チェックポイントを作成してみましょう。

教師と子供との関わり

確かな幼児・児童・生徒理解に基づき、一人一人を大切にした指導を行っているか
登下校、登校時、放課後、生活に準じて言葉遣いを、温かく返しているか
朝の会等で、幼児・児童・生徒の心身の健康状況を丁寧に把握しているか
幼児・児童・生徒が、思いの通りや作品等のよき姿を認め合うことができるような具体的な指導を行っているか
幼児・児童・生徒のいじめ等による苦痛を見過す。学校や学級全体で苦痛を共有できるよう働きかけを行っているか
大喧嘩した幼児・児童・生徒に対し、学校からの連絡内容が確実に伝わるよう配慮しているか
学習で使用する教員や生徒の苦痛を最も公平に伝えるように配慮しているか
体罰や不適切な行為を未然に防止するために、日頃の指導のやり方について相互に点検を行っているか
幼児・児童・生徒に対してセクシュアル・ハラスメント等を起こさないように、指導内容に留意して自己点検を行っているか
※ 配慮して取り組んでいることや課題を感じていることを記述しておきましょう

【参考】「人権教育プログラム」(平成31年3月 東京都教育委員会)より

32



5. 学校での相談先について

33



学校での相談先



34